令和８年 11 月 18 日

１１月１３日開催の令和8年度「命と生活を守る新国土づくり研究会」研究会概要について

１１月１３日(金)に、標記研究会を対面及び WEB 会議形式にて開催し、「国民の生命・財産を守り抜き強い経済を下支えする令和の国土強靱化の実現～気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応する流域治水の加速化・深化～」をテーマに国土交通省へ提言書を提出しました。

本研究会は、洪水、土砂災害等から人命・財産を守り、安全で安心して暮らせる国土をつくること等を目的として、平成6年9月に発足し、現在、全国 13 県の知事により構成し、今までに 29 回の研究会を開催してきました。

今年度は、下記のとおり第 30 回目の研究会を開催しましたのでお知らせします。

【13 県の構成】

岐阜県、岩手県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、兵庫県、島根県、広島県、徳島県、福岡県、長崎県、鹿児島県

記

１ 日 時　令和8年１１月１３日（金） 15:30～16:40

２ 場 所　東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省（中央合同庁舎3号館）11 階 特別会議室
及びその他 WEB 会場
※13県の出席会場は4ページに記載してあります。

３ 主な発言内容

（会長・江崎禎英 岐阜県知事）

令和8年8月千葉豪雨や北陸地方における記録的な大雨など、全国各地で大規模な自然災害が発生し、尊い命が失われるなど甚大な被害が発生した。

要望活動も含め、最近の状況を共有するとともに、本取組を意義ある活動に繋げるとともに、今回のテーマは「令和の国土強靭化」であり、昨今の状況を踏まえた形にしたい。

先ほど熊谷千葉県知事とともに、木原内閣官房長官、及び、鈴木総務副大臣への要望活動を行ったが、国を挙げて、自然災害に強い国にするべく、有意義な議論をしていただきたい。

（井林辰憲 国土交通大臣）

本年は、令和8年熊本地震、令和8年8月千葉豪雨をはじめとする線状降水帯や台風による大雨など、各地で大規模な災害が相次いだ。

9月17日の就任以降、9月26日には、熊本地震で被害を受けた熊本県、10月4日には、千葉豪雨や台風25号で被害を受けた千葉県で堤防が決壊した印旛沼などの現地を訪れ、被害の状況や現場の声、整備が進められている施設の視察等を通じ、気候変動に対応した防災対策の難しさとともに、事前防災の重要性を改めて実感している。

これら災害の教訓を生かしていくことが重要であり、１１月１０日には、千葉豪雨等の浸水被害を踏まえ、「都市型水害」への新たな対策方針をとりまとめた。

こうした新たな対策を含め、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応する対策の推進のために、令和9年度予算については、「強く豊かな日本」投資枠も活用し、事項要求を行った国土強靱化実施計画に基づく取組に必要な経費を含め、予算総額の確保に全力で取り組む。

また、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保するとともに、地方財政措置への配慮や、年間を通じた円滑な事業執行に向け、発注・施工時期の平準化について、関係省庁・自治体と連携して対応していく。

令和８年 11 月 18 日

４ 各県意見発表内容

（熊谷俊人 千葉県知事）

本県では、8 月の千葉豪雨と 9 月の台風第 25 号という性質の異なる二つの豪雨災害により甚大な被害が発生した。このため県では、これらの災害の教訓を踏まえ、「立ち直る」「つなぐ」「強くする」を柱とする「復旧・復興と災害に強い千葉県づくりに向けた基本方針」を策定し、被災者支援や公共土木施設の復旧、交通ネットワークの強靱化、土砂災害対策、抜本的な治水対策など１２項目の対策について、行政、企業・団体、県民・地域の「オール千葉県」で取り組み、強靭な千葉県づくりと都市型水害対策を一体的に進めている。

本県の被災状況や、復旧・復興に向けた取り組みも踏まえ、都市型水害対策等の治水対策の抜本的強化、TEC-FORCE 等の災害対応体制の充実、自分事化の推進、国土強靱化に必要な予算の確保など、引き続き国の技術的・財政的支援をお願いする。

（新田八朗 富山県知事）

富山県では、今年８月末の記録的大雨により、県内 12 河川で氾濫が発生し、多くの住宅等が浸水するなど甚大な被害が発生した。

激甚な水害が、いつ、どこで発生しても不思議ではないことから、第１次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するため、令和９年度当初予算においては、令和８年度当初予算と令和７年度補正予算の合計額を上回る予算を確保するとともに、地方公共団体の実質的な負担が増えることのないよう、適切な財政措置をお願いする。

（石田嵩人 福井県知事）

福井県では、今年 8 月末に県北部を中心に記録的な大雨となり、1600 棟を超える浸水被害が発生した。今回の大雨の対応として、気候変動を踏まえた治水安全度を点検し、治水対策の検討や浚渫を進めるとともに、各地域の特性に応じた流域治水を推進していく。事前防災対策の推進が必要であり、前年度を大幅に上回る令和 9 年度予算の確保と防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債による財政措置を要望する。

（江崎禎英 岐阜県知事）

本県でも、かつては長良川の決壊など大規模な被害があったが、近年は都市部における被害が発生しており、経済活動に対して非常に大きな影響をもたらしている。

岐阜市の中心市街地を流れる境川では、県内で初めて特定都市河川への指定をおこないました。経済活動の中心地における対策で非常に大きな影響をもつものである。現在は様々な箇所が開発されており、簡単ではないが、河道改修とともに、洪水調節池を常時から整備しておき、いざという時の為に備えていくことが非常に重要である。

国土交通省のご尽力により、新丸山ダムや遊水地の整備が進められている。本県は昨年度の工場立地面積が全国一位であり、これらを守っていくためにも非常に重要な取組である。

都市型水害等への治水対策の抜本的な強化、及び、予算の十分な確保による安定的な防災対策・国土強靱化の着実な推進をお願い申し上げる。

（河村英知 埼玉県副知事）

埼玉県では、近年の水災害に対し、国土強靱化関係予算などを活用しながら、ハード対策や流域治水の取組を進めている。

国においては、第１次国土強靱化実施中期計画の着実な推進、並びに対策の確実な実施に向けた十分な予算の確保をお願いする。併せて、ハード・ソフト一体で総合的に取り組む「流域治水」についても、取組の強力な推進をお願いする。

また、田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対し、流域の自治体、特に下流域の自治体が支援する「自治体連携制度」の創設を要望する。

（山根健嗣 広島県副知事）

気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、広島県でも平成 30 年や令和３年など、毎年のように浸水被害が発生している。

事前防災対策への投資や流域治水の加速、インフラの予防保全への早期転換などが課題であると考えており、これらを一体的に推進するための十分な予算確保と、地方負担を軽減する手厚い支援を強く要望する。

令和８年 11 月 18 日

（中尾正英 長崎県副知事）
気候変動の影響を踏まえた流域全体の治水対策、河川事業・砂防事業の推進、施設の老朽化対策に努め、災害に強く、安全・安心で強靱な県土づくりを進める必要があることから、国には財政的、制度的な支援を引き続きお願いする。

（八重樫幸治 岩手県副知事）
ハード対策を要する箇所は依然として多く、併せて、リスク情報の充実などソフト施策の推進も重要であるため、第１次国土強靱化実施中期計画の着実な推進に向け、事業の継続性に十分配慮した上で、必要な予算を確保するよう要望する。
また、気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、「流域治水プロジェクト」を迅速かつ強力に展開できるよう、必要な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった事前防災の取組を一層強化するよう要望する。

（守本真一 兵庫県副知事）
平成24年に都道府県として全国で初となる総合治水条例を施行し、河川下水道対策「ながす」、流域対策「ためる」、減災対策「そなえる」を推進し、治水事業の効果により工場・企業が進出した事例も出ている。
これらを継続していくため、新年度当初予算においても「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」を活用した上で交付税措置率の引上げとともに、今年度末までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」などの事業期間延長と交付税措置率の引上げなど、地方財政負担への配慮をお願いする。

（石原恵利子 島根県副知事）
島根県では、過去幾多の大災害に遭っており、長年、治水対策を実施しているが、県管理河川の整備率は低い状況にあり、今後見込まれる気候変動の影響に備えるためにも、流域治水の取組みを推進していく必要があると考えている。
国には、治水対策が着実に進むよう予算の十分な確保と、地方負担が増えないような地方財政措置、ならびに必要な事業が多く残された地方に、予算を重点配分することを要望する。

（生嶋亮介 福岡県副知事）
筑後川水系においては、平成 29 年７月九州北部豪雨以降、大量の土砂が筑後川本川に堆積しており、支川の内水氾濫が相次いでいる。
本県では、内水氾濫が発生している支川において、「浸水対策重点地域緊急事業」等に着手しており、筑後川水系金丸川・池町川では、本年出水期の大雨において整備効果を発揮した。
また、「流域対策実施計画」を作成し、市町村の流域治水を推進している。
国には、第１次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するため、十分な予算の確保、補正予算の当初予算化に伴う地方財政措置の実施、平成 29 年 7 月九州北部豪雨以降に筑後川本川に堆積した土砂の更なる浚渫の推進をお願いしたい。

（藤本徳昭 鹿児島県副知事）
鹿児島県では、令和元年に、平成５年８・６水害を上回る大雨を経験し、住宅等の浸水被害が発生しなかったところであるが、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、県管理の全 459 河川で流域治水プロジェクトを策定。甲突川など県管理3河川について、九州の２級河川で初となる特定都市河川に指定。流域治水の取組を強化するため、関係機関の連携強化、流域水害対策計画の策定に取り組んでいる。

（小澤盛生 徳島県政策監）
吉野川の堤防整備、早明浦ダムの放流能力の増強、那賀川の小見野々ダム再生の事業化、長安口ダムの堆砂対策の加速などの事前防災対策を加速するため、治水予算の確保が必要と考えている。また、撫養川、岡川など県管理河川においては、地域での経済活動を支える治水事業へ重点的な支援をお願いする。
全国的に豪雨災害が発生する中、吉野川では厳しい渇水が続いており、水需要が増加する来春には水利用への影響が懸念されることから、国による支援をお願いする。

※ 掲載順は当日の発言の順番となっております。

令和８年 11 月 18 日

５ 出席者

（1） 関係県知事等

江崎禎英 岐阜県知事（会長）、熊谷俊人 千葉県知事、新田八朗 富山県知事、石田嵩人 福井県知事、
山根健嗣 広島県副知事、八重樫幸治 岩手県副知事、河村英知 埼玉県副知事、
守本真一 兵庫県副知事、石原恵利子 島根県副知事、生嶋亮介 福岡県副知事、
中尾正英 長崎県副知事、藤本徳昭 鹿児島県副知事、小澤盛生 徳島県政策監

（2） 国土交通省

井林辰憲 国土交通大臣 ほか

６ 懇談テーマ

「国民の生命・財産を守り抜き強い経済を下支えする令和の国土強靱化の実現
～気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応する流域治水の加速化・深化～」

７ 研究会前後の提言活動

木原稔内閣官房長官、鈴木英敬総務副大臣、財務省、関係国会議員等

13 県の出席会場
岐阜県：東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省（中央合同庁舎 3 号館）11 階 特別会議室
岩手県：岩手県盛岡市内丸 10-1 岩手県庁4階 ４－２特別会議室
埼玉県：東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省（中央合同庁舎 3 号館）11 階 特別会議室
千葉県：東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省（中央合同庁舎 3 号館）11 階 特別会議室
富山県：富山県富山市新総曲輪 1-7 富山県庁 3 階 知事応接室
福井県：福井県小浜市遠敷 1 丁目 101 福井県嶺南振興局 小浜土木事務所 3 階 大会議室
兵庫県：兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁3号館 10 階会議室
島根県：島根県松江市殿町 8 島根県庁南庁舎 5 階 災害対策室
広島県：広島県広島市中区基町 10－52 広島県庁北館 5 階 501 会議室
徳島県：徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 4 階 災害対策本部室
福岡県：福岡県福岡市博多区東公園 7ー7 福岡県庁 6 階 県土整備部会議室
長崎県：長崎県長崎市尾上町 3ー1 長崎県庁 4 階 秘書課応接室 3
鹿児島県：鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 鹿児島県庁 14 階 14-土-1 会議室

同時発表：国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
都道府県記者クラブ
岐阜県政記者クラブ、岩手県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、
富山県政記者クラブ、福井県政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、島根県政記者会、
広島県政記者クラブ、徳島県政記者クラブ、福岡県政記者クラブ、長崎県政記者クラブ、
県政記者クラブ青潮会（鹿児島）

各県問い合わせ先
岐阜県河川課（本年度会長県） 058-272-8585

岩手県河川課	019-629-5905	埼玉県河川砂防課	048-830-5162
千葉県河川整備課	043-223-3172	富山県河川課	076-444-3325
福井県河川課	0776-20-0480	兵庫県河川整備課	078-362-3527
島根県河川課	0852-22-6747	広島県河川課	082-513-3929
徳島県河川整備課	088-621-2572	福岡県河川整備課	092-643-3671
長崎県河川課	095-894-3083	鹿児島県河川課	099-286-3586

研究会の状況



提言書手交（国土交通省）



河村　　江崎　　井林　　熊谷　　塩見
埼玉県副知事　岐阜県知事　国土交通大臣　千葉県知事　国土交通事務次官

提言活動の状況（木原内閣官房長官）



熊谷　　江崎　　木原
千葉県知事　岐阜県知事　内閣官房長官

提言活動の状況（鈴木総務副大臣）



鈴木　　江崎　　熊谷
総務副大臣　岐阜県知事　千葉県知事

国民の生命・財産を守り抜き強い経済を下支えする
令和の国土強靱化の実現に関する
提言書

～気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応する
流域治水の加速化・深化～

令和８年１１月

命と生活（くらし）を守る新国土づくり研究会

国民の生命・財産を守り抜き強い経済を下支えする
令和の国土強靱化の実現に関する提言書

近年、短時間強雨の発生回数の増加や台風の大型化等により、浸水被害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動による水災害の更なる激甚化・頻発化が予測されている。こうした中、事前防災対策への投資は、国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保するとともに、将来生じうる災害からの復旧費用を抑制し、財政の持続可能性に寄与する重要な取組である。

現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えする令和の国土強靱化の実現が求められている。

令和８年８月千葉豪雨、令和８年８月 27 日からの大雨、令和８年台風第 24 号及び前線による大雨では、線状降水帯の発生により各地で記録的な大雨となり、千葉県、富山県、福井県等にレベル５大雨特別警報が発表された。

令和８年８月千葉豪雨では、千葉市の 24 時間降水量が 360 ミリを超え、観測史上１位を更新する記録的な大雨となった。千葉県及び埼玉県では、死者 13 名、住家被害 6,258 棟などの甚大な被害が発生し、都市型水害への対策の必要性が再認識された。

また、令和８年８月 27 日からの大雨では、富山県や福井県で 24 時間降水量が 360 ミリを超え、観測史上１位を更新する記録的な大雨となった。その後の令和８年台風第 24 号及び前線による大雨と合わせ、富山県、福井県等の各地で被害が発生し、全国で死者１名、住家被害 2,793 棟に上るなど、甚大な被害となった。

加えて、令和８年台風第 25 号では、９月 19 日から 21 日までの総雨量が千葉県で 450 ミリを超えるなど、各地で記録的な大雨となった。被害の多くが千葉県において発生し、全国で死者 17 名、住家被害 2,412 棟に上るなど、甚大な被害となった。

一方、令和８年熊本地震では、酷暑下で避難生活や復旧活動が続くなど、被災地は今なお厳しい状況に置かれている。地震と豪雨、猛暑等が重なる複合災害も懸念されることから、災害発生後の対応に加え、平時からの備えを強化する必要がある。

また、今後 30 年以内の発生確率について、南海トラフ地震は令和７年９月に 60%～90%程度以上等と示されたほか、首都直下地震についても令和７年１月に 70%程度と評価されているなど、一度発生すれば、甚大な被害が想定される地震や津波の発生が極めて切迫している。

加えて、インフラの老朽化への対応も喫緊の課題である。令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故では、約 120 万人の住民が下水道の使用自粛を求められるなど甚大な影響が生じた。

下水道施設に限らずインフラ全般について、今後 20 年で建設後 50 年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されるなど、インフラの適切な維持管理や予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策が急務となっている。

こうした課題に対応するため、令和７年６月に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等から国民の生命・財産を守り、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化の取組を強力に推進する必要がある。

具体的には、国、自治体、企業、住民等のあらゆる関係者が協働して流域治水の加速化・充実に取り組み、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。

さらに、流域治水に加え、水利用及び流域環境に関する取組を一体的に進め、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現する「流域総合水管理」を推進する必要がある。

ついては、「命と生活を守る新国土づくり研究会」の総意に基づき、次の事項について強く要望する。

【緊急要望事項】

（１　都市型水害対策等の治水対策の抜本的強化）

令和 8 年 8 月千葉豪雨などの従来の河川整備や雨水対策では十分に対応しきれない新たな段階の都市型水害のほか、千葉県、富山県、福井県をはじめ、激甚化・頻発化する豪雨により、中小河川等の氾濫が発生していることを踏まえ、住民の生命・財産や安定的な経済活動を守るために、対策のあり方について検討し、治水対策の抜本的強化を図ること。

（２　国土強靱化の着実な推進、予算確保）

第１次国土強靱化実施中期計画を着実に推進し、近年の人件費・資機材価格の高騰や、人口減少・少子高齢化を背景としたコスト増大に対応し、必要な対策が計画的かつ確実に推進できるよう、令和９年度当初予算において、事業の継続性にも配慮した上で、「強く豊かな日本」投資枠も活用しながら、令和７年度補正予算と令和８年度当初予算を合わせた規模を大幅に上回る予算を確保すること。また、国土強靱化予算については当初予算で、通常の歳出とは別で措置すること。

併せて、これまで補正予算で措置してきた経費を当初予算に計上するに当たっては、地方公共団体の実質的な負担が増加することのないよう、適切な地方財政措置を確実に講ずること。

【要望事項】※緊急要望事項を除く

（１　起債事業の拡充、交付税措置率の引上げ）

地方が河川管理施設の長寿命化やきめ細かな治水対策を円滑に進めるため、「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、対象事業の更なる拡充を図ること。

併せて、インフラの老朽化が進行する中、令和８年度に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業」の延長を行うこと。

また、国土強靱化に資する「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、当初予算においても活用可能とした上で、交付税措置率の引上げなど、必要な地方財政措置を確実に講ずること。

併せて、大規模プロジェクトへの対応や地方公共団体の予見可能性を確保するため、これらの起債事業の延長に当たっては、10 年程度の長期的な期間を設定すること。

（２　気候変動を踏まえた「流域治水」の予算確保）

気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、上流・下流や本川・支川のバランスを確保しつつ、流域全体の治水安全度の向上を目指し、流域全体で実施すべき対策を示す「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等の連携により迅速かつ強力に進めるため、必要な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった事前防災の取組を推進すること。

併せて、一級水系において気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・見直しが進む中、二級水系においても同様の取組が円滑に進むよう、必要な支援を行うこと。

（３　流域総合水管理の推進への財政的・技術的支援）

流域総合水管理の具体的な取組にあたっては、関係者間の利益が相反する面もあることから、全体最適につながるよう協議・調整・合意形成を行う仕組みを構築・運用するとともに、財政的・技術的支援を行うこと。

（４　個別補助事業の予算確保）

短期間に多額の事業費を要する事業について、計画的かつ着実に進められるよう、大規模特定河川事業、大規模特定砂防等事業、事業間連携砂防等事業、特定都市河川浸水被害対策推進事業、まちづくり連携砂防等事業、河川メンテナンス事業、ダムメンテナンス事業、砂防メンテナンス事業等の個別補助事業に必要な予算を確保すること。

また、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

（５　ダム再生事業の推進、事前放流のための施設整備・支援、ダム運用の高度化）

既設ダムを最大限活用するため、ダムのかさ上げや放流能力の増強等による施設改良及び効果的・効率的な堆砂対策のためのダム再生事業を推進すること。また、事前放流を確実に実施するため、放流施設の整備・改良やその後の施設の維持管理に対し財政的支援を行うこと。さらに、ダムの流入量予測等の向上や、それを活用したダム運用の高度化を図ること。

（６　地震・津波高潮対策の推進）

能登半島（令和６年１月）や熊本（令和８年７月）など、近年、日本海側や内陸部においても地震が頻発しており、地震・津波対策を事前に推進する必要があることから、各地域の必要性に応じ対策を実施できるよう、支援制度の対象地域を拡充すること。

（７　「流域治水」における施策の定量的な評価手法の普及・活用）

流域治水の各種対策について、既に構築が進められている定量的な評価手法の普及・活用を促進するため、評価事例を関係者間で共有するなど、効果的・効率的な施策の組合せを検討できるよう支援すること。

（８　特定都市河川の推進）

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を更に拡大し、「流域治水」の取組を強力に推進するため、以下の総合的かつ多層的な対策に必要な制度の充実及び財政的・技術的支援を図ること。

（８-１　流域水害対策計画作成への財政的・技術的支援）

流域水害対策計画の作成に係る財政的・技術的支援を継続的に行うこと。

（８-２　雨水貯留浸透施設整備への財政的支援）

河川整備等のハード対策に加え、雨水貯留浸透施設の整備等に対する財政的支援を継続的に行うこと。

（８-３　下水道区域以外の雨水排水施設整備・維持管理への財政的支援）

特定都市河川流域における下水道区域以外の雨水排水施設（排水路、ポンプ等）の整備・維持管理に対する財政的支援を継続的に行うこと。

（８-４　雨水貯留浸透施設等の整備を促進するための制度改善）

貯留機能保全区域の指定や民間の雨水貯留浸透施設整備を更に促進するため、住民や企業の協力・理解が得られやすいものとなるよう、補助金・税制優遇等の財政支援制度の改善を図ること。

（８-５　雨水浸透阻害行為事務マニュアルの作成）

雨水浸透阻害行為の許可事務等について、先行自治体の事例や審査に関する知見を反映した実践的な事務マニュアルを作成するなど、引き続き積極的な技術的支援を行うこと。

（８-６　自治体連携制度の創設）

特定都市河川浸水被害対策法第９条を踏まえ、田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して、流域（特に下流域）の自治体が支援を行うなど、特定都市河川流域内の自治体連携に関する制度を創設すること。

（８-７　制度拡充前の取組に対する支援）

雨水貯留浸透施設の整備に積極的に取り組んでいる都道府県における特定都市河川の指定に向け、これまでの取組と整合が図られるよう技術的支援を行うこと。

（９　内水被害等軽減対策計画の策定に係る財政的・技術的支援）

令和６年度に、内水被害等を軽減する対策を加速化するため、ハード・ソフトの事業をパッケージ化した「内水被害等軽減対策計画」に係る制度が創設された。今後策定される計画に対し、財政的・技術的な支援を行うとともに、下水道区域以外についても適用区域を拡充すること。

（10　内水被害軽減のための治水対策の推進）

内水被害軽減のためには、本川水位を低下させることが重要であることから、特に一級水系においては、直轄管理区間における河川整備や浚渫等の治水対策を推進すること。

（11　内水被害防止対策への支援、排水ポンプの技術革新）

内水被害の軽減や未然防止のため、内水対策の計画的な推進のための支援を強化するとともに、排水ポンプ車の増設や配備計画の見直しなど危機管理体制を充実させること。

また、引き続き、排水ポンプのコスト低減や維持管理・運用の省力化に向けた技術革新を推進すること。

（12　コンパクトなまちづくり施策の推進）

人口減少・少子高齢化や気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、水災害リスクを可能な限り避けたコンパクトなまちづくりの取組に必要な施策を推進すること。

また、効果的に施策が進められるよう、まちづくりの実務を担う市町村に対し、立地適正化計画の策定を促すとともに、財政的・技術的支援を拡充すること。

（13　小規模移転に対応した移転制度の拡充）

近年、激甚化・頻発化する災害を踏まえ、災害のおそれがある区域からの移転制度について、既存の制度では対象外となる小規模の移転についても対象となるよう要件緩和を図ること。

（14　ソフト施策への支援等）

平常時における水災害リスクの認知・意識醸成を促進するため、洪水、内水、高潮、津波による浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定や変更、ハザードマップの更新等に対し、必要な財政的・技術的支援を行うこと。

住民に防災情報を提供するためのシステム等が増加する中、維持管理に必要な費用について起債が活用可能となるよう、制度の改善を図ること。

土砂災害警戒区域等については、新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」の基礎調査を着実に実施するため、必要な予算を確保するとともに、国費率のかさ上げや起債充当を認めること。また、令和元年度で廃止された総務省による普通交付税の補正を復活させるなど、地方負担の軽減を図ること。

高潮においては、沿岸に打ち寄せる波（波のうちあげ高）も考慮した高潮予報体制の円滑な運用に向け、体制の整備や技術的支援を行うこと。

（15　洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化への支援）

都道府県管理河川における洪水予報河川の拡大及び円滑な運用に向け、洪水予警報等作成システムの改修等を通じて、洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化の支援を行うこと。

（16　ワンコイン浸水センサ等の普及）

ワンコイン浸水センサ実証実験の成果を踏まえ、浸水情報を迅速に収集・共有する仕組みの全国展開及び持続的な運用に必要な財政的・技術的支援を行うこと。

（17　自分事化の推進）

地域の安全性の向上や、地域経済の維持・活性化につなげるため、個人や企業・団体が流域治水を自分事化し、流域治水につながる活動が広く展開される必要がある。引き続き、補助金・税制優遇等の財政支援、手引き・ガイドラインの提供等の技術的支援、関係者が連携しやすい仕組みづくりを推進すること。

（18　気候変動に伴う渇水リスクへの対応）

気候変動による渇水リスクに対応するため、「気候変動による水資源への影響評価ガイドライン」を活用した影響評価を実施し、評価結果を流域の関係者間で共有すること。

また、渇水による水利用への影響も懸念されることから、渇水時において、水利権やダム容量等（ダム使用権等）の情報を関係者間で共有して流域内の限られた水資源を効率的かつ公平に活用するとともに、水利使用の柔軟な対応や複数ダム等の総合運用など、流域総合水管理の取組を推進するための制度的・技術的支援を行うこと。

（19　インフラメンテナンスの予算確保、補助・交付要件の緩和や国費率のかさ上げ）

都道府県が管理する河川管理施設、ダム管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設及び上下水道施設を適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策を加速させる必要がある。このため、点検により明らかになった要修繕箇所の早期対策に加え、予防保全の観点による対策に必要な予算を継続的・安定的に確保すること。また、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げなど、国庫補助や地方財政措置の充実・強化を図ること。

（20　維持管理の高度化・効率化への財政的・技術的支援、DX の推進）

河川管理施設や砂防関係施設等の維持管理において、ドローン等を活用した巡視・点検・測量等、施設の状態把握の高度化・効率化などのデジタル技術の効果的な利用や浸透・拡大のための取組に対し、財政的・技術的支援を行うこと。

また、点検レベルを維持・向上しつつ省力化を図り、持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、インフラ分野における DX を推進すること。

併せて、複数自治体や複数分野のインフラを一体的に捉える地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる「群マネ」の導入・展開に向け、広域連携・多分野連携、人材育成、発注支援等に対する財政的・技術的支援を行うこと。

（21　TEC-FORCE の実績を踏まえた地方整備局等の人員や体制の充実・強化）

大規模洪水や巨大地震等の大規模広域災害からの早期復旧、被害拡大防止を図るためには、専門的知見や経験を有する TEC-FORCE による二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、被災自治体への支援が不可欠である。

令和６年能登半島地震では、TEC-FORCE が大規模に派遣されたほか、令和８年８月千葉豪雨においても、防災ヘリによる広域的な被災状況の把握や公共土木施設の被災状況調査を迅速に実施するなど、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震等の発生が切迫する中、大規模地震の発生時に、その専門技術力や調整能力を活かし、応急対応や復旧・復興まちづくりを含む幅広い活動を機動的に実施できるよう、地方整備局、研究機関等において必要な人員、体制及び資機材を引き続き充実・強化すること。さらに、応援都道府県等と TEC-FORCE との公共土木施設の応急対策に関する連携強化に向け、日頃からの合同訓練や人材確保のための仕組みを検討し、被災地の早期復旧・復興のための災害対応力を格段に引き上げること。

（22　災害復旧の補助制度拡充、改良復旧事業の適用範囲の拡大）

再度災害防止対策を迅速に進められるよう、災害復旧全体の迅速化や、災害復旧に係る測量・設計等に要する費用の補助制度の拡充を図ること。

また、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害に対応できるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大などにより、再度災害防止に資する災害復旧を推進すること。

令和８年 11 月 13 日

命と生活（くらし）を守る新国土づくり研究会

会　長	岐阜県知事	江崎　禎英
副会長	千葉県知事	熊谷　俊人
副会長	広島県知事	横田　美香
	岩手県知事	達増　拓也
	埼玉県知事	大野　元裕
	富山県知事	新田　八朗
	福井県知事	石田　嵩人
	兵庫県知事	齋藤　元彦
	島根県知事	丸山　達也
	徳島県知事	後藤田　正純
	福岡県知事	服部　誠太郎
	長崎県知事	平田　研
	鹿児島県知事	塩田　康一